

只木ゼミ前期第6問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

1. 弁護側の採用するA-1説によれば、被害者を植物状態に至らせるなどして、個人の自己決定の自由を回復不可能にした場合にも、傷害罪が成立しないことになる。これは、自己決定権を尊重しようとするA-1説の考え方と矛盾しないか。
2. 弁護レジュメ1ページ目22行目以下において、同意傷害には同意殺人罪(刑法202条)のように特別の定めがないために不可罰になるとしている。しかし、同意殺人罪の未遂は処罰される(刑法203条)ことから、被害者の生命を侵害する危険性を有する行為にまで違法性阻却を認めることはできないのではないか。
3. 弁護側は「保護法益や処罰根拠と合理的な関連性をもたない考慮」(弁護レジュメ2ページ目18行目)として具体的にどのようなものを想定しているのか。また、検察側が考慮要素として挙げる「同意を得た動機、目的、身体障害の手段、方法、損傷の部位、程度」にはその合理的関連性があり、また考慮範囲が限定的で明確であるため、この点に関するC説への批判はあたらないのではないか。

以上